

# 津市特殊詐欺等被害防止機器購入補助金交付要綱

令和6年3月29日訓第56号

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺等の犯罪被害を未然に防止するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特殊詐欺等被害防止機器」とは、次の各号のいずれかに該当する機器をいう。

- (1) 電話着信時に架電した者に対して自動で通話内容を録音する旨のメッセージを通知した上で通話内容を録音する機能を有する機器であって、固定電話機に取り付けることができるもの
- (2) 前号に規定する機能を有する固定電話機

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「特殊詐欺等被害防止機器購入補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、新品の特殊詐欺等被害防止機器（その居住する住宅に設置するものに限る。）の購入に要する費用（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 補助金の申請をする日において満65歳以上の者
- (3) 市税を滞納していない者

(補助金の額等)

第5条 補助金は、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額が5,000円を超えるときは、5,000円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

- 2 前項の規定により算出された補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、1世帯につき1台限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特殊詐欺等被害防止機器を購入した日から1月を経過する日までに特殊詐欺等被害防止機器購入補助金交付申請書兼請求書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 特殊詐欺等被害防止機器を購入したこと及びその購入代金の額を証する書類
- (2) 特殊詐欺等被害防止機器の機能が確認できるもの
- (3) 申請者の住所、氏名及び生年月日が確認できる書類
- (4) 申請者が市税を滞納していないことが確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(適用除外)

第7条 補助金については、規則第12条の規定にかかわらず、実績報告書（規則第6号様式）の提出を要しないものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和6年4月1日から施行する。